

平成30年第2回竹原市議会定例会議事日程 第5号

平成30年6月26日（火） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第49号 竹原市税条例等の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 2 議案第50号 災害被害者に対する市民税等の減免措置に関する条例の一部を改正する条例案（総務文教委員会）
- 日程第 3 議案第53号 平成30年度竹原市一般会計補正予算（第1号）（総務文教委員会）
- 日程第 4 議案第51号 竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（民生都市建設委員会）
- 日程第 5 議案第52号 竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案（民生都市建設委員会）
- 日程第 6 発議第30-1号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）
- 日程第 7 発議第30-2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2019年度政府予算に係る意見書（案）
- 日程第 8 議員派遣について
- 日程第 9 閉会中継続審査（調査）について（2常任委員会）

平成30年6月26日開議

(平成30年6月26日)

| 議席順 | 氏名 | 出席 |
|-----|-------|----|
| 1 | 今田佳男 | 出席 |
| 2 | 竹橋和彦 | 出席 |
| 3 | 山元経穂 | 出席 |
| 4 | 高重洋介 | 出席 |
| 5 | 堀越賢二 | 出席 |
| 6 | 川本 円 | 出席 |
| 7 | 井上美津子 | 出席 |
| 8 | 大川弘雄 | 出席 |
| 9 | 道法知江 | 出席 |
| 10 | 宮原忠行 | 欠席 |
| 11 | 北元 豊 | 出席 |
| 12 | 宇野武則 | 出席 |
| 13 | 松本 進 | 出席 |
| 14 | 脇本茂紀 | 出席 |

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住田昭徳

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

| 職 名 | 氏 名 | 出 欠 |
|-------------|---------|-----|
| 市 長 | 今 榮 敏 彦 | 出 席 |
| 副 市 長 | 田 所 一 三 | 出 席 |
| 教 育 長 | 高 田 英 弘 | 出 席 |
| 総 務 部 長 | 平 田 康 宏 | 出 席 |
| 企 画 振 興 部 長 | 桶 本 哲 也 | 出 席 |
| 市 民 生 活 部 長 | 宮 地 憲 二 | 出 席 |
| 福 祉 部 長 | 久 重 雅 昭 | 出 席 |
| 建 設 部 長 | 有 本 圭 司 | 出 席 |
| 教育委員会教育次長 | 中 川 隆 二 | 出 席 |
| 公 営 企 業 部 長 | 平 田 康 宏 | 出 席 |

午前9時57分 開議

議長（道法知江君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事に入る前に、先般5月7日月曜日実施のタブレット導入等に関する調査である議員派遣に関し、このたび調査報告書の提出がございました。皆様方の机上に配付いたしておりますので、御一読いただければと思います。

お手元に議事日程第5号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

日程第1～日程第3

議長（道法知江君） 日程第1，議案第49号竹原市税条例等の一部を改正する条例案から日程第3，議案第53号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第1号）の3件を一括議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

3番山元経穂総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 委員会審査報告書。

総務文教常任委員長山元経穂。

当委員会に付託された議案第49号竹原市税条例等の一部を改正する条例案，議案第50号災害被害者に対する市民税等の減免措置に関する条例の一部を改正する条例案，議案第53号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第1号），以上の3つの事件について、6月14日，6月21日の両日に慎重審議を行いました。審議の過程において、主に報告すべきものとしては、6月21日の市長出席のもとに行われた一括質疑であり、議案第49号並びに同53号について、質疑が展開されました。

まず、議案第49号では、国の税制改革に伴う税条例改正におけるたばこ税の段階的増税について、1箱当たりの増税幅や、5年後に増税措置が完了した後の今後の税財源の見通しについて質疑がなされました。答弁では、たばこの種類において差はあるものの、1箱当たり約60円から180円の増税になること、税財源に関しては、微増推移から最終的には微減になるという推計が示されました。

また、同49号では、新たな国法の制定に呼応した条例改正で、新規設備投資の固定資

産税が3年間免除になることを、本市企業に遺漏なく伝え、周知を図る手段について質疑がなされ、答弁において、市内各企業の産業振興を企図する中で、様々なアクションを起こし、積極的に周知を行うことを目指すとの回答を得ました。

続く同53号では、本市PRの予算に関して、今後のシティプロモーションの展開を含む提言、質疑がなされ、答弁としては、今後とも総合的にシティプロモーションを行い、職員の意識醸成、市民の御協力を得ながら政策を推進していくとのことでありました。

以上、今報告した一括質疑の展開を踏まえ、採決を行った結果、3件とも全会一致で議案可決となったことを会議規則第110条の規定により報告いたします。

議長（道法知江君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第49号竹原市税条例等の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第50号災害被害者に対する市民税等の減免措置に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第53号平成30年度竹原市一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4・日程第5

議長（道法知江君） 日程第4、議案第51号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案及び日程第5、議案第52号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の2件を一括議題といたします。

本件は、民生都市建設常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

2番竹橋和彦民生都市建設常任副委員長。

民生都市建設常任委員会副委員長（竹橋和彦君） 委員会審査報告を行います。

民生都市建設常任委員会副委員長竹橋和彦です。

民生都市建設常任委員会に付託された事件は、議案第51号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、議案第52号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の2件であります。

去る6月15日、第1回目、22日に第2回目の委員会を開催して採択に至ったものであります。

議案第51号については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、保育所等の連携及び設備の提供の特例に関する基準が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものであり、厚生労働省令の改正内容にあわせて、一定の要件を満たす場合には、小規模保育事業A型事業所等を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することにかえることができるとするとともに、食事の提供の特例について、対象となる搬入施設に保育所から調理業務を受託している事業者のうち、一定の要件を満たす事業者を追加するものであります。

この改正は、緩和される規定の範囲も妥当であるものと判断し、賛成多数をもって原案のとおり可決されたものであります。

議案第52号については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正され、放課後児童支援員の資格要件に関する基準が改められたことに伴い、必要な規定を整備するものであり、厚生労働省令の改正内容にあわせて、放課後児童支援員の資格要件に、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたものを新たに加えるとともに、教諭となる資格を有する者に関する基準を、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改める改正内容であります。

この改正による資格要件の拡大は、免許状や学歴のみにとらわれず、実務経験の豊かな人材を支援員とすることで、多様な人材を活用することができるものと判断し、賛成多数をもって原案のとおり可決されたものであります。

以上、民生都市建設常任委員会審査報告といたします。

議長（道法知江君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論，採決いたします。

議案第51号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案，本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので，発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は，議案第51号竹原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案に反対します。

市長は挨拶の中で，竹原市は速いスピードで進行している人口減少に歯どめをかけるためには，総合的な人口減少対策を講じる必要があることを改めて認識した。子育てなどの切れ目のない支援と，仕事と子育ての両立を図るための施策を展開し，生かすまちづくりの推進に取り組みたいとして，本定例会に議案第51号等の提案をされています。

しかし，この議案に関する家庭的保育事業等は，現在竹原市には存在していません。また，議案第51号は，家庭的保育事業などの設備，運営に伴う基準の規制緩和であります。今，竹原市の保育事業に求められている緊急課題は，保育士の働く条件を充実整備すること，すなわち，働きやすい労働環境整備を行い，人材確保と保育の質を向上させることです。私は，この緊急課題の実施を強く求めるものです。

以上で議案第51号の反対討論を終わります。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので，着席を願います。

起立多数であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

議案第52号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

13番松本進議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第52号竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案に反対をいたします。

議案第52号も議案第51号と同様に、竹原市の人口減少対策に伴う提案であります。私は、6月22日の議案付託審査で、学童保育、相次ぐトラブルという新聞報道を紹介しました。この問題の根本には、放課後児童支援員等の人材確保に対する労働環境の充実、整備の施策が緊急に求められていることであります。ところが、竹原市の議案第52号は、放課後児童支援員の資格要件の規制緩和等の提案であります。さらに、学童保育の基準で唯一国に従うべき基準とされる支援の単位ごとに研修を受けた放課後児童支援員が、現在の2人以上必要から、1人だけでも可能となる基準の緩和が今検討されています。保護者は、関係者は、質の高い保育が受けられるように、基準を守るべきだと、規制緩和に対する不安の声が寄せられています。今、市行政に必要なことは、放課後児童支援員の労働環境の充実整備です。

私は、このことを強く求めて、議案第52号に反対をいたします。

議長（道法知江君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（道法知江君） 採決を確定いたしましたので、着席を願います。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6

議長（道法知江君） 日程第6、発議第30-1号地方財政の充実・強化を求める意見書

(案)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番脇本茂紀議員。

14番(脇本茂紀君) 発議第30-1号地方財政の充実・強化を求める意見書(案)につきまして、その趣旨説明を行います。

2019年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指す必要があります。

よって、政府におかれては、次の事項を実現するよう求めます。

1、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2、子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。

3、地方交付税におけるトップランナー方式については、地域による人口規模・事業規模の差異を考慮した検討を行うこと。

4、災害時において住民の生命と財産を守る防災・減災事業はこれまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。

5、地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

6、地方交付税の財源保障機能、財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税(所得税、法人税、酒税、消費税)に対する法定率の引

き上げを行うこと。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日。

竹原市議会議長道法知江。

意見書送付先は別紙のとおりであります。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

本案は、議長を除く出席議員全員の発議であります。よって、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7

議長（道法知江君） 日程第7、発議第30-2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2019年度政府予算に係る意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

14番脇本茂紀議員。

14番（脇本茂紀君） 発議第30-2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための2019年度政府予算に係る意見書（案）について、その趣旨を説明いたします。

豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。こうした観点から、2019年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう要請いたします。

- 1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合

を2分の1に復元すること。

3、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を改正し、国の責任で35人学級の完全実施を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月26日。

竹原市議会議長道法知江。

送付先は別紙のとおりであります。

議長（道法知江君） 説明が終わりました。

本案は、議長を除く出席議員全員の発議であります。よって、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8

議長（道法知江君） 日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

質疑、討論を省略して、お手元に配付しておりますとおり、議員派遣については竹原市議会会議規則第167条の規定により決定したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣については別紙のとおり決定いたしました。

なお、閉会中に緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定いたしますので、御了承願います。

日程第9

議長（道法知江君） 日程第9，閉会中継続審査（調査）についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり，各常任委員会委員長から，会議規則第111条の規定に基づき閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

それぞれの委員長から申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって，それぞれの委員長から申し出のとおり，閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。

議決されました各案件につきまして，その条項，字句，数字，その他の整理を要するものにつきましては，その整理を議長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（道法知江君） 御異議なしと認めます。よって，条項，字句，数字，その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。よって，平成30年第2回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員